

国土交通省説明資料

国土交通省 物流・自動車局
令和8年1月15日

自動車の点検整備と検査

- 自動車の使用者は、定期的な点検整備と検査(車検)が義務付けられている

自動車は、保安基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。(道路運送車両法 § 40~42)

点検整備

自動車の使用者は、点検・整備することにより、自動車を保安基準に適合するよう維持しなければならない。(§ 47)

①日常点検整備

使用者は、走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に日常点検をし、必要な整備をしなければならない。(§ 47の2)

②定期点検整備

自動車の使用者は、定期的に点検をし、必要な整備をしなければならない。(§ 48)

検査(車検)

国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。(§ 58)

①新規検査

使用者は、自動車を運行の用に供しようとするときは、新規検査を受けなければならない。(§ 59)

②継続検査

使用者は、自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車を使用しようとするときは、継続検査を受けなければならない。(§ 62)

③その他の検査

使用者は、必要に応じ、臨時検査(§ 63)、構造等変更検査(§ 67)を受けなければならない。

- 安全上重要な整備(特定整備)は、設備・機器・体制が整った認証工場で実施しなければならない

安全上重要な整備(特定整備)

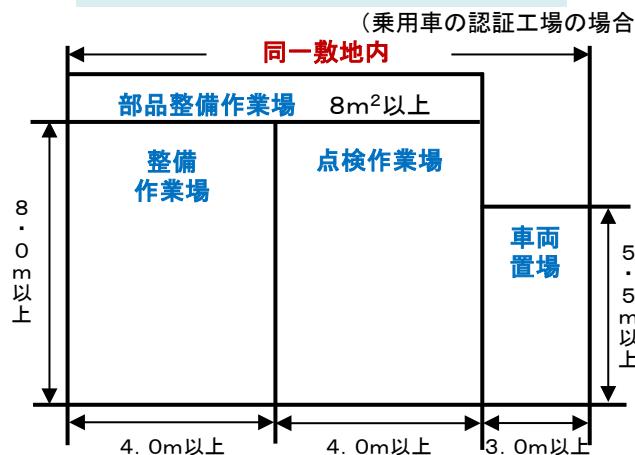


認証工場



設備

事業場の広さ等



機器

保有する機器の例

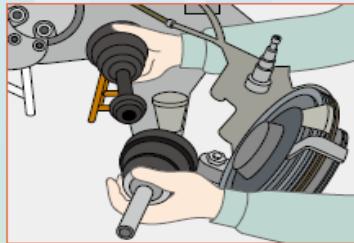


体制

工員と整備士の数

工員数	2人以上
整備士数	工員の1/4以上が自動車整備士
整備主任者	1級又は2級の自動車整備士

2 動力伝達装置
(ドライブシャフトなどの脱着)



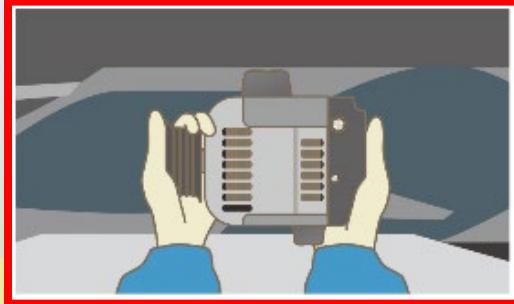
7 電子制御装置
(自動ブレーキ用センサーなどが装着されているフロントガラスの脱着)



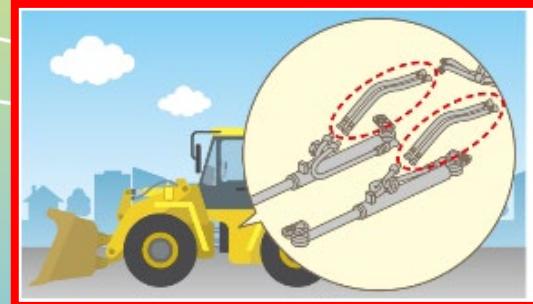
3 走行装置 (ロアアーム脱着)



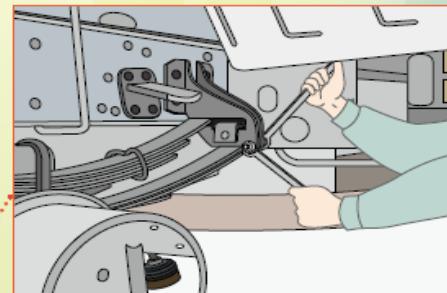
1 原動機 (発電機やスターターモーターの交換)



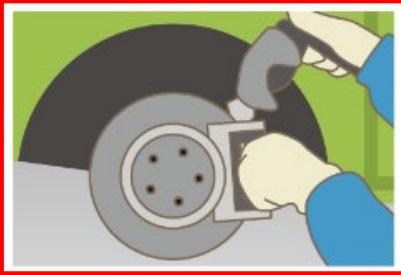
4 かじ取り装置
(大型特殊自動車のステアリングホースの交換)



6 緩衝装置
(リーフスプリング脱着)



5 制動装置
(ブレーキパッドの交換)



7 電子制御装置
(自動ブレーキ用センサーなどが装着されているグリル・バンパーの脱着)



訪問特定整備制度について

- 「訪問特定整備制度」とは、認証工場が、一定ルールのもと、自動車ユーザーの自宅等を訪問して特定整備を行えることとするものとして、昨年6月から制度開始
- 訪問先の場所(設備・機器などの整備環境)に応じて、全ての特定整備が可能な①訪問特定整備、一定の特定整備に限定した②限定訪問特定整備を用意

①訪問特定整備

1. 場所

認証工場の設備要件を満たす場所

例:運送会社の整備作業場等

2. 作業範囲

全ての特定整備



②限定訪問特定整備

1. 場所

認証工場の設備要件を満たさないが
安全・品質を確保できる場所

例:ユーザーの自宅駐車場等



2. 作業範囲

特定整備は、以下に限る(※1)

- ブレーキパッドの交換
- 発電機交換
- スターター・モーターの交換
- 大特車のステアリングホースの交換

施行日

令和7年 6月30日

※1 車両によっては十分な設備がなければできない作業が含まれる法定点検^{※2}については限定訪問特定整備の対象外としている。

※2 道路運送車両法第48条に基づく定期点検整備。自家用車は12ヶ月ごとの点検整備、24ヶ月ごとの点検整備が必要

- 限定訪問特定整備は、十分な設備がない場所であっても可能な以下の要件を満たす作業内容に限定して、「修理」のための特定整備を行うことができるとしている。

- ✓ 整備士が安全に作業ができること
- ✓ 作業により騒音や環境上問題がないこと
- ✓ 1～2時間程度で完了できる作業であること 等

限定訪問特定整備の利用ニーズ

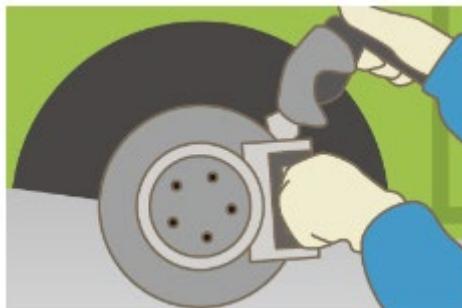
<ニーズ例>

ブレーキの効きが悪くなったと感じたので、認証工場の従業員が所有者の自宅の駐車場まで訪問し、ブレーキパッドの交換作業を限定訪問特定整備として行う。



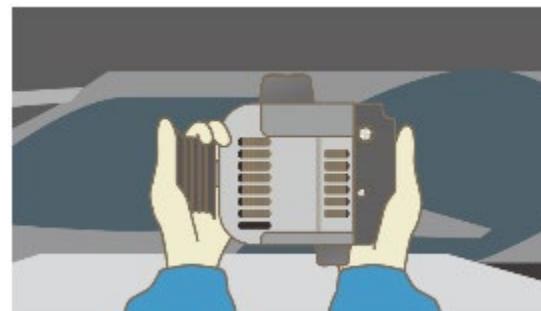
限定訪問特定整備の作業範囲

①ブレーキパッドの交換

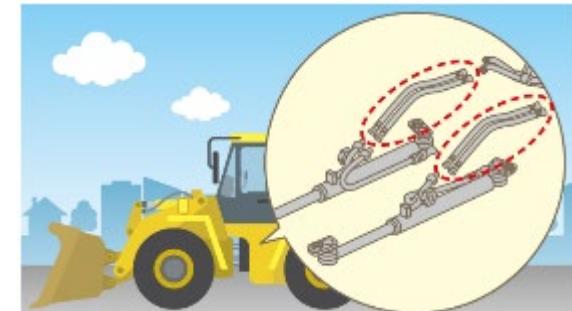


②発電機の交換

③スターターモーターの交換

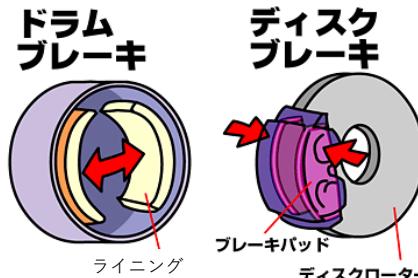


④大型特殊自動車の ステアリングホースの交換



＜経済団体・事業者からの要望＞

- ① 限定訪問特定整備の作業範囲に、ドラムブレーキの分解を追加してほしい。(要望2関係)
- ② 限定訪問特定整備でも「定期点検」を実施できる環境としてほしい。(要望1関係)



出典: JAFウェブサイト

＜対応方針＞

- ① 「ドラムブレーキの分解」については、大型車などで大規模なリフト等の設備や持運びに向かない大きな工具等が必要となるなどから、限定訪問特定整備の作業範囲に入れていなかったところ。今後、軽量な車両等について安全上問題がないかを検証し、その結果を踏まえ、十分な設備がなくとも作業可能なドラムブレーキの交換について、限定訪問特定整備の作業範囲に追加する方向で検討する。
- ② 「定期点検」については、限定訪問特定整備が工場外での「修理」を念頭に制度設計していたことから対象外としていたが、ドラムブレーキの交換について①のとおり整理を検討することに伴い、現行の限定訪問特定整備で可能なブレーキパッドの交換等の4つの作業に、①のドラムブレーキの交換を加えた5つの作業を伴う「定期点検」についても可能とする方向で検討する。
なお、①の検証に係る期間を考慮し、制度の見直しについて令和8年度中に結論を出す。

- ドラムブレーキは、コストや耐久性等の関係でトラックやバスで多く用いられているが、乗用車の後輪において採用されるケースも少なくない。
- 限定訪問特定整備におけるドラムブレーキの交換の追加については、作業の安全性や作業場所における環境保全の観点から検証等を要する。

大型の自動車



軽量な自動車

